

神奈川県奨学金貸付条例

昭和39年3月31日
条例第69号

改正 昭和40年3月30日条例第20号～平成27年12月28日条例第110号
令和3年12月24日条例第96号

神奈川県教育委員会の所掌に係る奨学金の貸付けに関する条例をここに公布する。
神奈川県奨学金貸付条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の貸付け)

第2条 県は、次の各号に掲げる神奈川県奨学金（以下「奨学金」という。）を当該各号に定める者（高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了した者を除く。）に対し、貸し付ける。

(1) 高等学校奨学金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者。ただし、原級留置（神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認める場合を除く。）となつた学年に在籍する者又はそれに準ずる者を除く。

ア 第一種奨学金 県内に住所を有し、県内の高等学校等に在学する生徒で、学業又は学習活動、特別活動等に意欲があつて、学資の援助を必要とする者

イ 第二種奨学金 高等学校等又は専修学校の高等課程に在学する生徒（保護者が県内に住所を有する者に限る。）で、学業又は学習活動、特別活動等に意欲があつて、学資の援助を必要とする者

(2) 短期臨時奨学金 次のいずれかに該当する者で教育委員会が定めるもののうち、高等学校等又は専修学校の高等課程に入学する前に修学に必要な準備を行うため臨時に学資の援助を必要とする者

ア 県内に住所を有する者で、県内の高等学校等に在学することとなるもの

イ アに掲げる者のほか、高等学校等又は専修学校の高等課程に在学することとなる者（保護者が県内に住所を有する者に限る。）

2 前項の奨学金は、無利息とする。

(奨学生の選考)

第2条の2 教育委員会は、選考によつて奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）を決定する。

(奨学金の額)

第3条 第2条第1項に掲げる奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校奨学金 次の表の左欄に掲げる在学者及び年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額のうち奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額

| 区分 | | 金額（月額） |
|----------------------------|-------------|----------------|
| 1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者 | 入学する日の属する年度 | 1万円、2万円又は3万円 |
| | その他の年度 | 1万円又は2万円 |
| 2 私立の高等学校等又は専修学校の | 入学する日の属する | 1万円、2万円、3万円、4万 |

| | | |
|---|--------|------------------|
| 高等課程の在学者 | 年度 | 円又は5万円 |
| | その他の年度 | 1万円、2万円、3万円又は4万円 |
| 備考 入学する日とは、第1学年（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項（同令第113条第3項において準用する場合を含む。）及び第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程にあつては、学校長が修得した単位数により第1学年相当と判断した場合を含む。）に入学する日をいう。 | | |

(2) 短期臨時奨学金 12万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、高等学校奨学金（同項第1号の表の1の項その他の年度の項及び2の項その他の年度の項に係るものに限る。）の月額は、前項第1号に定める額に1万円を加算した額とすることができる。

(1) 前年度の学業の成績が一定の水準以上である者、学習活動、特別活動等での取組が優良な者又は出席状況が優良な者として学校長が推薦したとき。

(2) 在学期間中に教育委員会が定める国家資格等の取得を目標としている者として学校長が推薦したとき。

(貸付期間等)

第4条 高等学校奨学金の貸付期間は、4月から翌年3月までとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、教育委員会が認める月から貸し付けることができる。

2 短期臨時奨学金は、高等学校等又は専修学校の高等課程に在学することとなる年の3月に貸し付けるものとする。

(貸付けの休止)

第5条 教育委員会は、奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分（休学した日が月の初日である場合は、当該月分）から復学した日の属する月の前月分までの奨学金（短期臨時奨学金を除く。次条において同じ。）の貸付けを休止することができる。

(貸付けの廃止)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その該当するに至った日の属する月分から奨学金の貸付けを廃止する。

(1) 心身の故障のため、修学の見込みがないと認められるとき。

(2) 奨学生であることを辞退したとき。

(3) 退学したとき。

(4) その他奨学生として適当でないと認められるとき。

(返還義務等)

第7条 奨学金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた奨学金（以下「貸付金」という。）の全額を返還しなければならない。

2 教育委員会は、短期臨時奨学金の貸付けを受けた者が高等学校奨学金の貸付けを受ける場合においては、教育委員会が定めるところにより、その者から返還を受けるべき短期臨時奨学金とその者に交付すべき高等学校奨学金とを相殺するものとする。

(債務の免除)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 次の表の左欄に掲げる奨学金の貸付けを受けた者が同表の右欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

| | |
|---|---|
| <p>1 高等学校奨学金（第3条第2項の規定により加算された額を除く。）</p> | <p>(1) 特に学資の援助を必要とする者として第一種奨学金の貸付けを受け、正規の修業年限以内で卒業した場合であつて、在学期間を通じて学業の成績が著しく優れていると認められたとき又は学習活動、特別活動等において功績が特に顕著であると認められたとき。</p> <p>(2) 県内の施設において、保健師、助産師、看護師又は介護福祉士として貸付期間に相当する期間良好な成績で勤務したとき。</p> |
| <p>2 高等学校奨学金（第3条第2項第1号の規定により加算された額に限る。）</p> | <p>特に学資の援助を必要とする者として第一種奨学金の貸付けを受け、正規の修業年限以内で卒業した場合であつて、在学期間を通じて学業の成績が著しく優れていると認められたとき又は学習活動、特別活動等において功績が特に顕著であると認められたとき。</p> |
| <p>3 高等学校奨学金（第3条第2項第2号の規定により加算された額に限る。）</p> | <p>特に学資の援助を必要とする者として第一種奨学金の貸付けを受け、正規の修業年限以内で卒業した場合であつて、在学期間中に教育委員会が定める国家資格等を取得したとき。</p> |

(2) 死亡、心身の故障その他特別の理由により貸付金を返還する能力を失つたと認められるとき。

(3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(返還の猶予)

第9条 教育委員会は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、貸付金の返還を猶予することができる。

- (1) 進学したとき。
- (2) 心身の故障その他特別の理由により貸付金の返還が困難になつたと認められるとき。
- (3) 前条第1号の表の1の項(2)の規定の適用を受けることとなると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(延滞利息の徴収)

第10条 教育委員会は、奨学金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(以下略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。